

備前市過疎地域持続的発展計画（案）

令和8年度～令和12年度

岡山県備前市

目 次

第1章 基本的な事項 ······	1
第1節 備前市の概況 ······	1
1. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要 ······	1
(1) 自然的・歴史的条件 ······	1
(2) 社会的・経済的条件 ······	2
2. 過疎の状況 ······	2
(1) 過疎の現状と今後の見通し ······	2
(2) 産業構造と地域の経済的な立地特性 ······	3
第2節 人口及び産業の推移と動向 ······	5
1. 人口構造 ······	5
2. 就業状況 ······	6
第3節 行財政の状況 ······	8
1. 行政運営 ······	8
2. 財政の状況 ······	8
第4節 地域の持続的発展の基本方針 ······	10
1. 備前市の将来像 ······	10
2. 基本的な施策 ······	10
第5節 地域の持続的発展のための基本目標 ······	11
第6節 計画の達成状況の評価に関する事項 ······	11
第7節 計画期間 ······	11
第8節 公共施設等総合管理計画との整合 ······	11
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ······	13
1) 移住・定住 ······	13
2) 地域間・国際交流の促進 ······	13
3) 人材育成 ······	14
4) 公共施設等総合管理計画等との整合 ······	15
5) 本市と他市町との連携施策 ······	15
6) 事業計画 ······	16
第3章 産業の振興 ······	17
1) 農林水産業 ······	17
2) 渔港施設 ······	18

3) 商工業・海運業	18
4) 港湾施設	19
5) 観光	20
6) スポーツ・レクリエーション	22
7) 都市公園・公園緑地	22
8) 産業振興促進事業	23
9) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
10) 本市と他市町との連携施策	24
11) 事業計画	25
 第4章 地域における情報化	26
1) 有線テレビ事業等	26
2) その他の情報化	26
3) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
4) 本市と他市町との連携施策	27
5) 事業計画	27
 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	28
1) 道路	28
2) 橋りょう	29
3) 農道	29
4) 林道	29
5) 公共交通	30
6) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
7) 本市と他市町との連携施策	31
8) 事業計画	32
 第6章 生活環境の整備	33
1) 水道施設	33
2) 下水処理施設	34
3) ごみ処理施設	35
4) 公共墓地	36
5) し尿処理施設	36
6) 火葬場	37
7) 消防・防災	37

8) 防犯等安全対策	38
9) 住宅	38
10) 治山・治水	39
11) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
12) 本市と他市町との連携施策	41
13) 事業計画	42
 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
1) 子育て支援	43
2) 就学前の教育、保育等	44
3) 高齢者福祉	45
4) 保健福祉	46
5) 障がい者福祉	47
6) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
7) 本市と他市町との連携施策	48
8) 事業計画	48
 第8章 医療の確保	49
1) 病院	49
2) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
3) 本市と他市町との連携施策	50
 第9章 教育の振興	51
1) 学校教育	51
2) 生涯学習	52
3) 体育施設	54
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
5) 本市と他市町との連携施策	55
6) 事業計画	55
 第10章 集落の整備	56
1) 集落の整備	56
2) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
3) 本市と他市町との連携施策	57

第 11 章 地域文化の振興等	58
1) 歴史文化と伝統文化	58
2) 芸術・文化	59
3) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
4) 本市と他市町との連携施策	60
5) 事業計画	60
第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進	61
1) 再生可能エネルギーの利用の推進	61
2) 公共施設等総合管理計画等との整合	61
3) 本市と他市町との連携施策	62
4) 事業計画	62
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	62

はじめに

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために、必要な事項を定める。

第1章 基本的な事項

第1節 備前市の概況

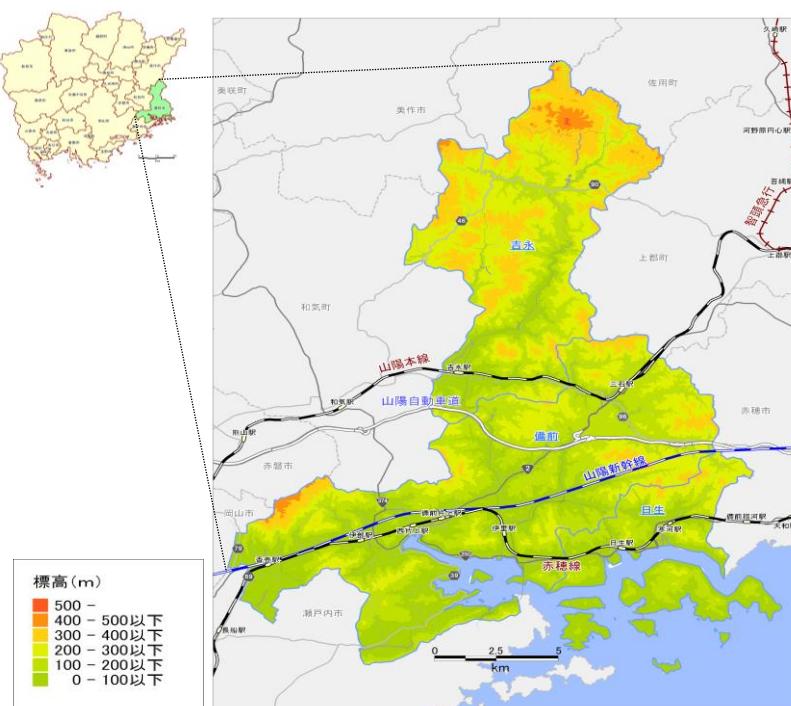
1. 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(1) 自然的・歴史的条件

岡山県の東南端に位置し、西部は岡山市、赤磐市、和気町、瀬戸内市、北部は美作市、東部は兵庫県赤穂市、上郡町、佐用町に隣接する面積 258.14 km²のまちである。

市域の約 80%が山地で構成され、南部の瀬戸内海には大小の島々から多島美が形成されており、西部には平野部が広がっている。また、北部は吉備高原を形成する丘陵地となっており、西端には岡山県三大河川の一つ「吉井川」が流れ、豊かな自然環境に恵まれているとともに、温暖な気候と自然災害の少なさを兼ね備えた過ごしやすい環境にある。

平成 17 年に旧備前市、日生町、吉永町の合併により、現在の備前市に至っている。



○地域の沿革（「昭和の大合併」以降）

時 期	行政 区 域												
M22. 6. 1 (町村制施行) ～S26. 3. 31	伊部町	片上町	伊里町	香登町	鶴山村	邑久郡 鶴山村	三石町	日生町	福河村	吉永町	神根村 三国村		
S26. 4. 1～ S29. 3. 1～	備前町									吉永町			
S30. 3. 31～ S46. 4. 1～	備前町					日生町		吉永町					
H17. 3. 22～	備前市												

※日生町：S38. 9. 1 福浦地区を分離（赤穂市）

（2）社会的・経済的条件

本市は、岡山市の中心部から東へ約 30 km、姫路市から西へ約 60 km に位置し、経済圏は、西は岡山市までの県南地域、東は西播磨地域までが含まれる。

道路は、東西方向に山陽自動車道、県道 397 号寒河本庄岡山線（岡山ブルーライン）、国道 2 号や国道 250 号、南北方向に国道 374 号と県道穂浪吉永停車場線などにより、地域の基幹となる道路網を形成している。

公共交通機関として、鉄道は東西方向に JR 山陽本線と赤穂線が走り、地域内には 9 駅あるが、利用状況は全体的に減少傾向にある。バスは主要地域を中心に路線網が敷かれ、日生諸島へは定期船が運航している。

2. 過疎の状況

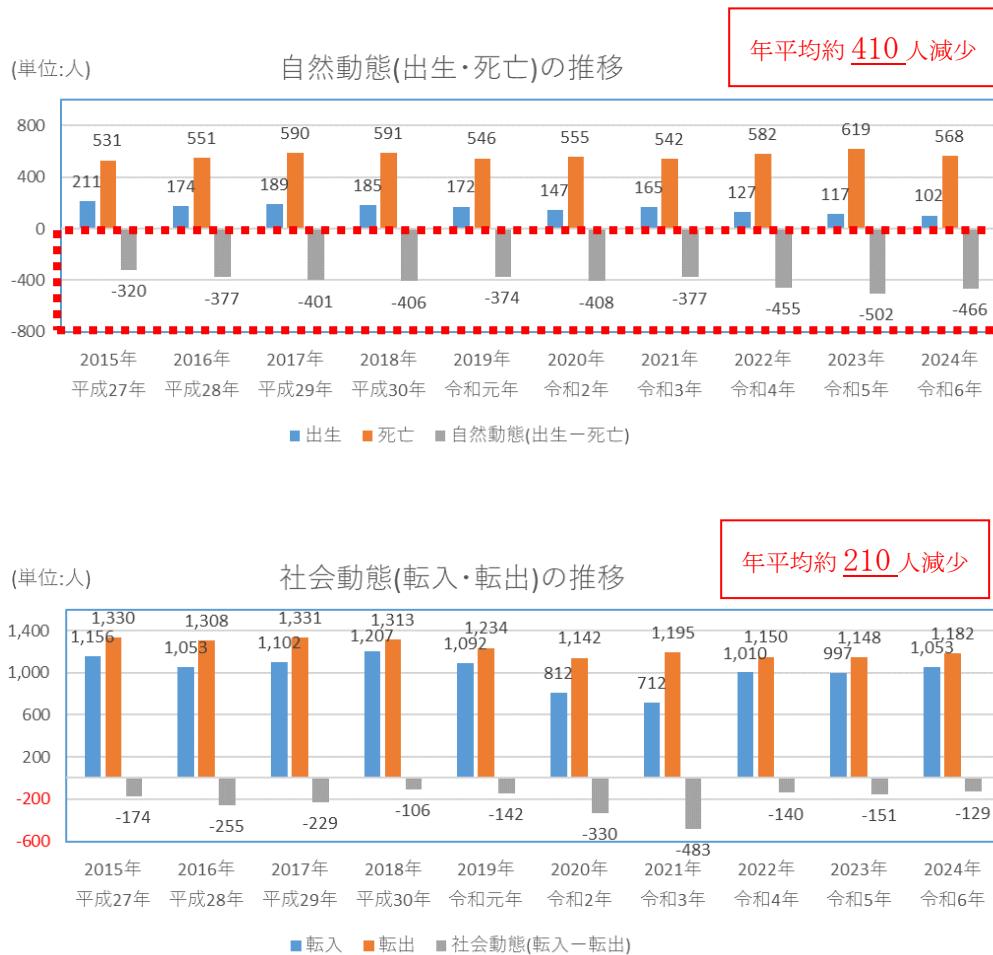
（1）過疎の現状と今後の見通し

本市人口の推移（国勢調査ベース）は、平成 2 年から令和 2 年までの 30 年間に 30.2% 減少し、年少人口比率は 17.5% から 9.2% に減少、65 歳以上の高齢化率は 16.3% から 39.7% に増加しており、急速に少子・高齢化が進展している。

人口動態の推移は、自然動態（出生・死亡）は、死亡者数が出生者数を上回っており、年平均で約 410 人減少しているほか、社会動態（転入・転出）も、転出者数が転入者数を上回っており、年平均で約 210 人減少している。

若い世代・子育て世代の減少は、地域産業の労働力や地域活動の担い手の不足につながるほか、生活・経済・地域コミュニティなどさまざまな分野に影響を及ぼすこととなる。

○自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）の推移



【出所】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

今後は、産業の振興や交通・生活環境などの整備のほか、医療・保健・福祉や子育て・教育環境の充実、移住・定住・地域間交流の促進等により若年層を中心とした定住人口を増やすことで持続可能な地域社会の実現を目指す。

(2) 産業構造と地域の経済的な立地特性

商工業については、耐火物製造業を中心に精密機械、化学、医薬品、鉄鋼など多様な業種が進出しており、他市町からの通勤者が多く、昼夜間人口比率は県内でも高い数値となっている。

農業については、水稻を中心とした営農が展開されており、果樹ではブドウ、イチジク、ミカンが栽培されているほか、水産業では県内有数の生産量を誇るカキ養殖が盛んである。

観光については、備前焼、旧閑谷学校、北前船寄港地の日本遺産、さらには瀬戸内海と小高い山々に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている。

こうした「産業のまち」と「観光のまち」という側面がある反面、地勢上、集落が分散傾向にあり、商業施設等の都市機能も分散していることから、機能の集約や利便性という点に課題がある。

中国地方の東の玄関口に位置する本市は、京阪神と瀬戸内を結ぶ交通の要衝としての役割を有する立地条件にあり、県境を越えた発想が新たな活路として求められていることから、産業活動や観光など多方面にわたり広域的な視点で優位性を生かした拠点機能の充実のための取組を進めていくことが重要である。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1. 人口構造

令和2年の国勢調査によると、本市の総人口は32,320人で、平成2年国勢調査人口46,319人と比較して30.2%の減少となる。さらに将来推計によると、令和17年には2万5千人を下回り、令和32年には16,553人になると予測される。

人口構成では、令和2年の年少人口比率(0~14歳人口比率)は9.2%で、平成2年時点の17.5%と比較すると8.3ポイントの減少となっている一方、高齢化率(65歳以上人口比率)は39.4%で、平成2年時点の16.3%と比較すると23.1ポイントの増加となっている。全国の高齢化率28.7%(岡山県29.5%)と比較すると、10.7ポイント(同9.9ポイント)高く、高齢化が進展している。少子高齢化の傾向は今後も進み、推計では、令和32年には年少人口割合が6.1%、生産年齢人口割合が40.5%まで減少し、老人人口割合は53.4%にまで増加すると予測されている。

今後、若年層を中心とした社会増を図らなければ、集落機能の維持が困難となる地区が生じることが懸念される。

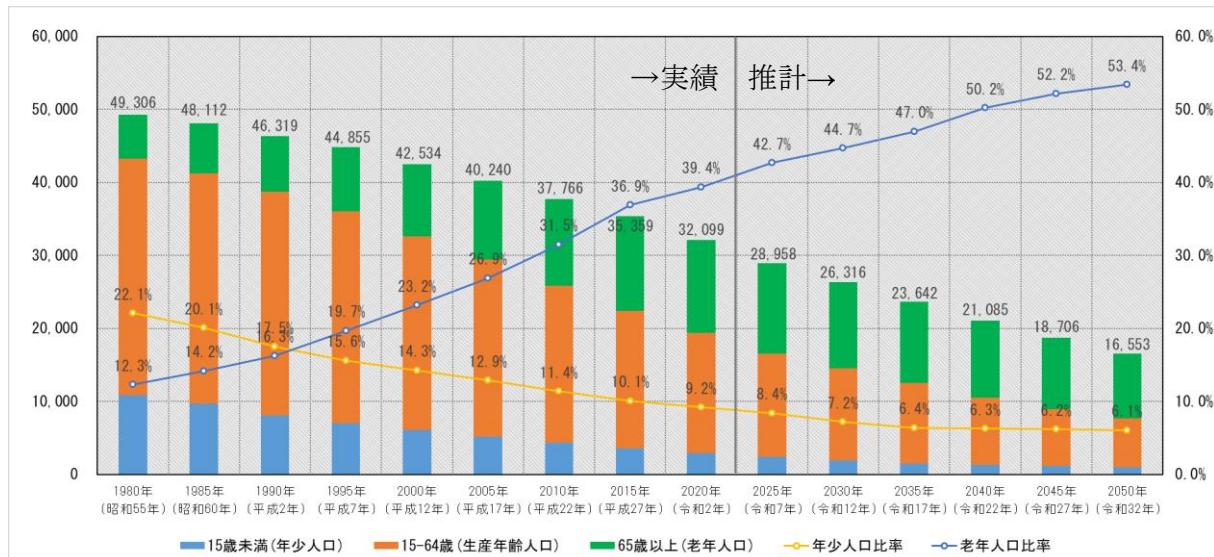
表1－1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 50,745	% -	人 49,306	△ 2.8	人 48,112	△ 2.4	人 46,319	△ 3.7	人 44,855	△ 3.2
0歳～14歳	12,235	-	10,900	△ 10.9	9,692	△ 11.1	8,105	△ 16.4	6,990	△ 13.8
15歳～64歳	33,357	-	32,323	△ 3.1	31,567	△ 2.3	30,654	△ 2.9	29,041	△ 5.3
うち 15歳～ 29歳	10,782	-	9,318	△ 13.6	8,756	△ 6.0	8,574	△ 2.1	8,113	△ 5.4
65歳以上 (b)	5,153	-	6,083	18.0	6,853	12.7	7,560	10.3	8,824	16.7
(A)/総数 若年者比率	24.1%	-	22.1%	-	20.1%	-	17.5%	-	15.6%	-
(B)/総数 高齢者比率	10.2%	-	12.3%	-	14.2%	-	16.3%	-	19.7%	-
区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 42,534	% △ 5.2	人 40,241	△ 5.4	人 37,830	△ 6.0	人 35,179	△ 7.0	人 32,320	△ 8.1
0歳～14歳	6,101	△ 12.7	5,211	△ 14.6	4,314	△ 17.2	3,562	△ 17.4	2,961	△ 16.9
15歳～64歳	26,545	△ 8.6	24,220	△ 8.8	21,531	△ 11.1	18,822	△ 12.6	16,406	△ 12.8
うち 15歳～ 29歳	7,054	△ 13.1	5,807	△ 17.7	5,076	△ 12.6	4,441	△ 12.5	3,524	△ 20.6
65歳以上 (b)	9,888	12.1	10,809	9.3	11,921	10.3	12,975	8.8	12,732	△ 1.9
(A)/総数 若年者比率	14.3%	-	12.9%	-	11.4%	-	10.1%	-	9.2%	-
(B)/総数 高齢者比率	23.2%	-	26.9%	-	31.5%	-	36.9%	-	39.4%	-

表1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区分	令和6年3月1日		令和7年3月1日	
	実数	構成比	実数	構成比
総 数	人 31,207	—	人 30,641	—
男 (外国人住民を除く)	14,516	47.7%	14,213	47.9%
女 (外国人住民を除く)	15,916	52.3%	15,488	52.1%
参考	男 (外国人住民) 548	70.7%	618	65.7%
	女 (外国人住民) 227	29.3%	322	34.3%

図1-1 人口の見通し



【出所】実績値:国勢調査、推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

人口動向分析・将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月）

2. 就業状況

第1次産業(農業、林業、漁業)は、昭和55年国勢調査では1,531人(構成比6.5%)であったものが、後継者不足と高齢化により、令和2年国勢調査では623人(構成比4.3%)と40年間で908人(59.3%)減少している。

第2次産業(鉱業、建設業、製造業)は、昭和55年国勢調査では11,959人(構成比50.9%)であったものが、令和2年国勢調査では4,954人(構成比34.5%)になっている。

第3次産業(運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務)は、昭和55年国勢調査では9,964人(構成比42.5%)であったものが、令和2年国勢調査では8,805人(構成比61.2%)になっている。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,783	% —	人 23,458	% △ 1.4	人 22,653	% △ 3.4	人 21,897	% △ 3.3	人 21,848	% △ 0.2
第1次産業 就業人口比率	7.6%	—	6.5%	—	6.9%	—	4.8%	—	5.1%	—
第2次産業 就業人口比率	53.4%	—	50.9%	—	49.2%	—	47.6%	—	46.2%	—
第3次産業 就業人口比率	38.9%	—	42.5%	—	43.8%	—	47.6%	—	48.6%	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 19,679	% △ 9.9	人 18,158	% △ 7.7	人 16,034	% △ 11.7	人 15,248	% △ 4.9	人 14,951	% △ 1.9
第1次産業 就業人口比率	4.3%	—	4.4%	—	3.8%	—	3.8%	—	4.3%	—
第2次産業 就業人口比率	43.1%	—	38.5%	—	37.2%	—	35.8%	—	34.5%	—
第3次産業 就業人口比率	52.5%	—	57.1%	—	59.0%	—	60.4%	—	61.2%	—

第3節 行財政の状況

1. 行政運営

市民の行政に対するニーズは、物価高に加え、デジタル化、個人情報保護意識の高まりを背景に多様化・複雑化している。また、少子化・超高齢化、災害リスクの増大など地域を取り巻く環境も変化している中、簡素で効率的な行財政を構築し、迅速的確に対応していくことが求められている。

こうした状況にある中、本市では、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員適正化管理など、健全な財政運営に向けた取組を進めると同時に、市民の「安心・安全の未来」につながる施策に対し、重点的に財源の配分を行うことで、メリハリのある行政運営を目指している。

2. 財政の状況

本市の財政は、物価上昇の長期化や米国の政策動向に伴う不確実性が続く中、税収はコロナ禍前の水準へおおむね回復した一方で、今後も自主財源の大幅な伸びは見込みにくい状況が続く見通しである。さらに、令和6年度をもって合併特例事業債の発行が終了したことを受け、一層の多様な財源確保に努める必要がある。加えて今後は更なる高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれる一方、老朽化した公共施設の再編・適正管理に加え、災害から市民の暮らしを守るための河川浚渫や防災行政無線の更新などの大規模事業も計画的に進めなければならない。こうした課題に対応しつつ、予算規模の適正化に着実に取り組むことが求められる。

財政指標については、実質公債費比率は8.6%（令和6年度決算）となり、数値は徐々に改善しているが、これまでにってきた市債の新規発行の抑制を継続しながら、将来負担のさらなる軽減に努めていく。また、財政の弾力性の指標となる経常収支比率は、89.2%（令和6年度決算）と、人件費や物価の上昇が続く現状では楽観視できない。このため、適正な受益者負担を設定しながら改善に努めていくとともに、ふるさと納税及び企業誘致や定住促進などの具体的な活性化策を通じた新たな自主財源の確保にも取り組んでいく。

今後も非常に厳しい財政運営が続くことが予想されるが、私たちの創意工夫と努力により将来を担う世代が自らの選択で自らのまちを築くことができるよう、健全財政を確実に引き継ぐため、安定した財政基盤の構築に取り組んでいく。

表1-2(1) [財政の状況] (地方財政状況調)

(千円)

区分	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額A	22,824,978	23,175,257	23,979,418
一般財源	14,688,493	15,317,032	16,746,122
国庫支出金	1,703,754	1,518,996	2,360,435
都道府県支出金	868,159	922,046	1,088,058
地方債	1,377,300	3,950,200	1,411,600
うち過疎対策事業費	117,700	928,000	669,500
その他	4,187,272	1,466,983	2,373,203
歳出総額B	21,781,667	22,312,265	21,806,488
義務的経費	7,081,802	8,335,952	8,592,670
投資的経費	2,881,155	5,376,121	3,433,641
うち普通建設事業	2,819,511	5,367,881	3,417,854
その他	11,818,710	8,600,192	9,780,177
過疎対策事業費	122,395	1,088,365	869,261
歳入歳出差引額C(A-B)	1,043,311	862,992	2,172,930
翌年度へ繰り越すべき財源D	523,178	74,469	1,230,910
実質収支 C-D	520,133	788,523	942,020
財政力指数	0.472	0.444	0.417
公債費負担比率	13.6	20.8	12.6
実質公債費比率	12.7	12.0	8.6
起債制限比率	4.3	4.3	3.3
経常収支比率	91.0	97.1	89.2
将来負担比率	43.9	—	—
地方債現在高	18,676,003	21,204,801	17,565,032

表1-2(2) [主要公共施設等の整備状況]

区分	平成27年度	令和元年度	令和6年度
市町村道			
改良率(%)	38.4	38.4	38.4
舗装率(%)	84.2	84.2	84.2
農道			
延長(m)	108,215	108,215	108,215
耕地1ha当たりの農道延長(m)	125.2	131.6	149.9
林道			
延長(m)	76,296	76,296	76,296
林野1ha当たりの林道延長(m)	3.7	3.6	3.6
水道普及率(%)	99.6	99.6	99.6
水洗化率(%)	90.6	92.8	92.7
人口千人当たり	6	6	6
病院診療所の病床数(床)			

第4節 地域の持続的発展の基本方針

1. 備前市の将来像

第3次備前市総合計画では、「豊かな“自然と文化”、魅力あふれる“まち”、活気ある“ひと”それが備前」を将来像として掲げ、市民一人ひとりが安全で安心し、活気にあふれ、幸せに暮らし続けられるまちづくりに取り組むこととしている。

2. 基本的な施策

人口減少・少子高齢化を克服するために定住人口を増やすことが不可欠であり、第3次備前市総合計画及び第3期備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、以下6つの政策における各施策の実行を通して将来像の実現を図ることとしている。

(1) 誰もがいつまでも成長し続け、輝けるまち（教育・文化）

- ①生涯学習の充実
- ②就学前の教育、保育等の充実
- ③学校教育の充実
- ④歴史文化の活用と伝統文化の継承
- ⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進

(2) 地域で支え合う持続可能なまち（交流・コミュニティ）

- ①コミュニティの育成と地域活動の支援
- ②人権問題の解決
- ③国際理解と多文化共生の推進

(3) 誰もがいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

- ①生涯を通じた健康づくりの推進
- ②子育て支援の充実
- ③生活困窮者等の自立支援
- ④障がいのある人への福祉の充実
- ⑤高齢者への福祉の充実
- ⑥地域に密着した医療サービスの提供

(4) 地域の活力を生む産業を振興させるまち（産業経済・都市計画）

- ①商工業・海運業の振興
- ②魅力ある農林水産業の推進
- ③魅力ある資源を活かした観光の推進
- ④秩序ある土地利用と良好な市街地（都市施設）の形成

⑤移住・定住の促進

⑥住宅の供給と安心できる住環境の整備

(5) 安全で快適な生活が送れるまち（安全・生活基盤）

①防災・防犯体制の強化

②河川改修・砂防施設整備

③安全でおいしい水の安定供給

④生活排水の適正処理

⑤道路・港湾の整備

(6) 環境を大切にして未来につなぐまち（生活環境）

①公共交通の確保

②廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進/斎場/墓地

③環境保全対策の推進

本計画でも以上のことと踏まえた施策を展開する。

第5節 地域の持続的発展のための基本目標

合計特殊出生率及び社会動態がそのままで推移^{*}した場合の本市人口は、令和12年には2万7千人を下回ることが予想されているが、本計画に基づく施策等により2万9千人の確保を目指す。

^{*}国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第6節 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と第3次備前市総合計画は相互に関連することから、一体的に進捗管理することとし、行政評価により基本目標や総合計画に掲げた目標の達成状況等を評価した上でその結果を公表する。

第7節 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とする。

第8節 公共施設等総合管理計画との整合

備前市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を下記のとおり規定している。

①公共施設

人口減少や年齢構成の変化に伴う公共施設のニーズの変化に対応した施設サ

ービスの適正化に努め、「将来にわたり真に必要な施設サービスであるか」について個々の施設の方向性を検討し、施設の重点化や整備の優先順位を設け、安全・安心の視点に立った中で、「質」「量」の適正化を図る。

公共施設の統廃合など、床面積の削減ありきでなく、施設のあり方を踏まえた多様な取り組みによりコストの縮減や財源の確保に努める。

②インフラ資産

インフラ資産は、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであることから、計画的な整備や維持補修、更新等を行う。

既に敷設した道路や橋りょう、上下水道等を廃止することにより総量を抑制することは非常に難しいため、予防保全による長寿命化を行うことによりライフサイクルコストを縮減することに重点を置くとともに、新規整備については、市民の生命に関わる安全の確保や生活環境を維持することを重視する中で優先度を検討し実施する。

併せて、公共施設の総量削減目標として、施設の統廃合や機能の集約・複合化を行い、普通会計で所管する公共施設の床面積を今後 40 年間で 40% 削減することを掲げている。

本過疎地域持続的発展計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、本市公共施設等総合管理計画の上記方針等に基づき実施されるものである。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1) 移住・定住

(現況と問題点)

移住・定住では、豊かな自然環境と温暖な気候、自然災害の少ない過ごしやすい環境等を魅力と感じ本市へ移住する人がいる一方で、進学や就職等により若年層の転出が増加しているため、市内での雇用を創出するとともに、若年層の定住促進に向けた取組を主に、新たな方策を検討していく必要がある。

移住者の目的や年代の多様化に応じて、移住希望者情報取得方法も変化しているため、多様なニーズに沿った情報をさまざまなメディアを通じて発信することが重要である。また、移住地に同年代や同じ移住経験者がいないことで、地域内で孤立し、定住できないことがあるため、移住者コミュニティ等による横のつながりを醸成する必要がある。

(その対策)

①大都市圏等からのU I ターン者への支援

○若年層を中心とした人口の流出を防止し、都市等からのU I ターン者の受け入れを促進するための移住相談会、移住支援事業補助金、移住調査宿泊費補助事業、若年者家賃補助事業や移住体験住宅の活用等、地域の魅力ある情報を移住希望者へ提供する。

②定住化への取組

○移住者の定住化へつなげるため、空き家情報バンク制度の活用により中古住宅情報の充実を図るほか、空家活用補助事業や結婚新生活支援事業等の住宅取得及び改修に関して補助することで、定住化を促進する。

③移住前・移住後の支援体制の確立

○移住希望者が移住に必要な情報を得やすくするため、移住専用サイトを運用するほか、S N Sや外部サイト等を活用した情報発信を強化する。また、社会情勢の変化に応じて、オンラインを活用した移住相談の実施や、移住者コミュニティの醸成を図る。

2) 地域間・国際交流の促進

(現況と問題点)

地域間交流については、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏として、岡山市を中心とした8市5町による岡山

連携中枢都市圏のほか、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏として、本市を中心市とした東備西播定住自立圏を形成しており、これら連携等に基づく施策の実行により圏域内外の交流促進を図る必要がある。

国際交流については、文化交流協定・友好協力都市協定に基づく韓国・蔚山広域市東区の小学生との交流、姉妹都市縁組に基づくオーストラリア・クレア&ギルバートバレー町の中学生・高校生との交流、文化交流協定に基づくアメリカ・メンロパーク市の中学生との交流を継続するほか、新たに姉妹都市協定を締結したフランス・ヴァロリスゴルフジュアン市、友好都市協定を締結したアメリカ・トーランス市及び中国・曲陽県とも異文化理解の促進を図る必要がある。

また、在住外国人は地域社会の新たな担い手として期待されており、外国人と日本人の双方が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指す必要がある。

(その対策)

①地域間交流事業の推進

○広域連携等による各施策の推進により、地域と地域を結びつけ、人・モノ・情報の対流を促進する。

②国際交流の推進

○国際交流事業として姉妹都市等との交流を引き続き推進し、国際感覚の醸成や郷土意識の高揚を図るとともに、伝統産業における技術交流や海外販路の拡大など、産業経済の発展に向け協力関係を深める。

③外国人市民と日本人市民との交流支援

○日本語教室をはじめ外国人市民が気軽に集うことができる場を提供するとともに、各国出身者が自国文化を発信し、他国文化を理解することで異文化を尊重する意識の醸成を図る。

3) 人材育成

(現況と問題点)

本市には、基礎集落として200以上の行政区があるがその行政区において活動するにあたり、集落を取りまとめる区長（町内会長）の役割が重要になっている。

しかし、防災、子育て、高齢者などの分野での課題が大きくなりつつあるにも関わらず、市民のコミュニティへの関心は薄れきっている。よって、世代や性別の枠を超えたコミュニティ意識の醸成に努めるとともに、自分たちの地域は自分たちで

守るという意識を市民みずからが持ち、自治会、地域住民、NPOなどの諸団体が相互に連携し、新しい公共を形成していくよう支援していく必要がある。

(その対策)

①地域運営組織等の支援

○地域課題解決のための場となる組織が、主体となって活動ができるよう運営の支援をする。

②研修会の開催

○協働のまちづくりに向け、市民や職員に対し、地域づくりに関わる専門家による研修会を開催する。

4) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関連する方針は下記のとおりである。

○その他

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

ただし、今後のあり方や利用状況等によっては、廃止や統合を検討し、また、今後の利活用が見込まれる建築物については、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理する。

5) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関連する下記連携施策を実施している。

○圏域内への移住・定住の促進

○圏域内市町の職員の育成

②定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関連する下記連携施策を実施している。

○住民交流

○移住の促進

○圏域内の職員等の交流

6) 事業計画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(1)移住定住	各種補助事業（片付け・空き家改 修・移住調査宿泊費・結婚新生活 支援）	市	

第3章 産業の振興

1) 農林水産業

(現況と問題点)

農業では、高齢化による離農者の増加や担い手不足、鳥獣被害による耕作意欲の減退などにより荒廃農地が増加している。今後は、担い手の確保・育成に取り組むとともに、農地の集積・集約化による効率的で持続可能な農業を推進する必要がある。

林業では、管理が行き届いていない森林が増加しているため、森林経営管理制度に基づき、資源の適切な整備を行い、森林の多面的な機能の維持・発揮を推進する必要がある。

水産業では、海洋環境の悪化や水産資源の減少、海への関心の希薄化等が進行していることを踏まえて、藻場の保全や水産資源の適切な管理、海洋教育等による人づくりなど地域一体となった里海・里山づくりを通じて、魅力ある水産業を次世代へ継承する取組を推進する必要がある。

(その対策)

①農地の活用と維持・管理

○地域計画に沿った担い手への農地の集約化を推進することにより、効率的で持続的な農業を目指す。

○地域での共同活動を支援し、農地の持続的利用を図る。

②農業の担い手・後継者の確保・育成

○新規就農者や認定農業者等に対して、関係機関との連携による経営安定に向けた支援を行う。

○集落営農組織化及び法人化等を推進し、持続可能な農業を推進する。

③農業生産基盤の整備

○大規模な基盤整備はほぼ完了しているが、用排水路や農道、ため池の老朽化が進んでいるため、計画的に改修することで土地利用と生産性の維持を図る。

④鳥獣被害対策の推進

○防護柵の設置について、集落ぐるみでの共同設置及び個人での設置等を推進・支援する。

○獣友会員の確保・育成に取り組み、有害鳥獣駆除の体制強化を図る。

⑤森林等の整備促進

○森林所有者に対して、管理の意向を確認し、整備を進める。

○経営規模の拡大を支援し、森林の集約化を進める。

⑥海洋教育の取組推進

○豊かな海を未来へ引き継ぐため、海洋教育及び体験活動の機会を創出し、海への関心を高める。

○里海と里山、まちを一体的に捉えたまちづくりを推進する。

⑦海域環境の改善と水産資源の回復

○水産生物の良好な生育環境を形成するため、アマモ場の保全を推進する。

○海ごみ回収のほか、発生抑制に向けた普及啓発活動を推進する。

○栽培漁業及び資源管理型漁業を推進し、水産資源の回復を図る。

⑧漁業の担い手支援

○効率性が高い漁船・漁具等の取得や共同利用施設等の整備、港湾・漁港の機能充実により、生産性を向上させ、経営の効率化を図る。

2) 漁港施設

(現況と問題点)

漁港施設は、穂浪漁港、頭島漁港と大多府漁港がある。県事業による漁港整備が年次的に進められているが、近年の異常気象による災害に備え、今後とも県や地元と協議しながら整備を検討していく必要がある。

(その対策)

①漁港の一体的整備

○安全・安心な暮らしを確保するため漁港機能の維持と拡充を検討する。

○漁港施設については老朽化に伴う、県漁港整備計画の早期完成を願い、整備後の活用に努める。

○3漁港とも県管理漁港のため、県の方針に沿って周辺整備を行う。

3) 商工業・海運業

(現況と問題点)

工業については、耐火物関連企業を中心に、企業の集積度並びに可住地面積に占める工業用地の割合も高い。しかしながら、昨今の景気低迷やグローバル化の影響を受け、企業の撤退や規模縮小などが見受けられるようになっていることから、新たな企業誘致活動を進めるとともに、既存企業への支援を行うことで、企業活動の活性化に努めていく必要がある。

商業については、新規創業者数は増加傾向にある一方、特に中小企業において高齢化や人員不足による事業継続が課題のひとつである。

海運業については、高度経済成長に支えられて成長し、鋼船への切替え、船舶の大型化、貨物船からタンカ一船への比率移行等の変革を経験しながらも積極的経営を経て今日に至っており、地域の基幹産業の一つとして重要な位置を占めている。

内航海運業を取り巻く各種施策は、制度上、国によるところが大きいが、国の構造改善施策により、経営の安定化、合理化等を一層促進する必要がある。

(その対策)

①既存企業の支援

○市内の既存企業が撤退しない、させないことも企業誘致と同様に重要施策であることから、既存企業への訪問を定期的に実施し、既存企業が引き続き事業展開できるよう支援を行う。

②企業誘致への積極的情報提供

○企業誘致を進めるにあたり、市内の土地情報や立地に関わる情報を、ホームページを通じて情報発信するとともに、岡山県などとの連携のもと積極的に本市への立地を呼びかけていく。

○企業団地について、適地の調査・検討を行う。

○新たに立地する企業への支援を行い、雇用の場の確保に努める。

③商工業の振興

○中小企業の経営安定のための融資事業の活用を図るとともに、岡山セラミックセンター等を通じて、耐火物、伝統工芸などの地場産業の育成支援に努める。

○空き家や空き店舗を活用した事業運営等に対し補助金を交付する等、新規創業及び既存事業拡大を後押しする。

④海運業の振興支援

○就職面接会や企業説明会において海運業を紹介し就労促進に努める等、海運業の振興を支援する。

4) 港湾施設

(現況と問題点)

市内には、県管理港湾である東備港（片上地区、日生地区、中日生地区）と市管理港湾である久々井港、寒河港、鴻島港がある。

県管理港湾については、東備港のうち、片上地区については主に耐火煉瓦関係の

貨物取扱港として利用され、日生地区については周囲に漁業施設が集約され、漁港と同様の利用がなされており、中日生地区については諸島行き定期船やフェリー、観光船の発着場等として利用されている。

市管理港である久々井港、寒河港については、プレジャーボートの係留を中心とし、鴻島港については、定期船の発着場としてそれぞれ利用されている。

こうした港湾施設について、県管理港湾については、航行の安全や台風時の高潮対策等の整備を進めていく必要がある。さらに、中日生地区については、交通結節点、観光港としての機能を充実していく必要がある。

また市管理港湾については、引き続き施設の維持補修を行い、港湾機能を充実していくことが必要である。

(その対策)

①東備港の機能強化

- 船舶の安全な航行確保のため、片上地区での航路浚渫を県に要望を行う。
- 高潮対策として、日生地区は海岸保全区域に指定されているが、防潮堤等の工事が進むように、県・国への要望活動を展開し、防災機能の向上を図る。
- 老朽化が著しいプレジャーボート施設については、引き続き県に適正な施設整備の要望を行う。

②港湾の適正な維持管理

- 市管理港湾については、長寿命化を図るため計画的な維持補修を行う。
- 県管理港湾についても、県との連携により適切な維持管理と施設の延命を図る。
- プレジャーボート等について、無秩序な係留状況を解消するため県と連携し、規制を明確化したうえで適正な係留保管を促すなど、指導の強化に取り組んでいく。

5) 観光

(現況と問題点)

観光については、3つの日本遺産認定として現存する世界最古の庶民のための公立学校である「旧閑谷学校」や一千年の歴史を持つ「備前焼」、荒波を超えた男たちが紡いだ異空間「北前船寄港地」のほか、ご当地グルメで有名な日生の「カキオコ」などで備前市は全国的に知られているが、観光客の数は年々減少傾向にある。また観光の形態として、滞在時間の短い通過型の観光が主流となっているため、これを周遊型観光へ転換し、観光消費を拡大していくことが必要である。

近年は、価値観や観光ニーズの変化とともに、外国人観光客の増加、地域の自然や歴史文化、生活なども観光の対象となり、地域の人と来訪者との交流も大きな魅力を感じられるようになってきた。

今後の本市の観光振興では、市民や関係団体と連携して観光交流を推進していくことも重要である。

(その対策)

①周遊観光・体験型観光による滞在時間延長の推進

- 豊富な地域資源を活かし、体験プログラムやアクティビティなど、時間をかけて楽しんでもらえる観光コンテンツを充実させる。
- 単体ではなく複数の観光地を周遊し、長時間にわたってまちの魅力や観光資源を満喫してもらえる周遊型の観光を推進する。

②観光情報の発信

- 伝統的な地域の祭りやイベント、地域ならではの観光資源の価値や魅力を発信し続けることにより、市外からの誘客を図る。
- 県・市・観光協会など関係機関との連携や観光PRイベントへの参加、SNS、各種メディアの活用などチャネルの増加を図り、計画性と戦略性を持ったPRを実施する。

③旅行者の受入環境の整備・充実

- 旅行者の満足度の向上、リピーターの増加を図るため、案内看板・観光施設の整備や観光ボランティアガイドの育成など、地域の受入体制を整備する。

④観光資源の発掘・磨き上げによる地域の魅力向上

- 一年を通して何度も訪れたくなるように、多様化する観光客のニーズを踏まえ、来訪者の趣向に沿った観光振興を図る。

⑤教育旅行の誘致

- 歴史資源や伝統工芸、豊かな自然環境等を活用し、体験型修学旅行の受入体制を充実させることで、教育旅行の誘致に努める。

⑥主要観光施設の整備

- 備前焼の里の玄関口である駅舎や市内主要の観光施設のトイレの改修や雨漏り対策、バリアフリー化など、利用者の利便性や安全性の向上を図るための幅広い更新・整備を推進し、観光客が快適に滞在し、安心して楽しめる魅力ある空間の整備を行う。

⑦まちの環境美化

- まちのイメージアップにより観光客誘客につながるよう、各施設の管理者にお

いて適正管理の促進を図るとともに、自治会・ボランティア等各種団体との連携により、市内の各所に花を植える「花いっぱい運動」や道路・海岸・公園他公共施設の清掃活動など美観形成に取り組んでいく。

6) スポーツ・レクリエーション

(現況と問題点)

市民の嗜好やライフスタイルの多様化、また少子高齢化の進展などに伴い、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、スポーツに対する多様な役割が期待されている。今後は、多様なニーズに対応し、市民誰もが、年齢、嗜好、目的などに応じてスポーツに親しむことができる環境を提供し、それぞれのライフスタイルの中でスポーツを定着させる必要がある。さらに、スポーツの魅力を活かした地域活性化の推進が必要である。

(その対策)

①スポーツに触れる場と機会の充実

○スポーツに触れる機会の創出のため、出前スポーツ教室への参加促進や誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及などにより、運動習慣の定着に努めるとともに、各種スポーツ関係団体との連携・協働を図り、利用者の利便性の向上や、スポーツ振興の観点から施設機能の充実を推進する。

②スポーツと地域資源の融合

○本市が持つ地域資源を活用し、行政のほか、備前市スポーツ関係団体、市内各種関係団体や企業等との連携を進め、「スポーツ」「文化」「観光」等を掛け合せたスポーツツーリズムを推進する。

7) 都市公園・公園緑地

(現況と問題点)

子どもを持つ市民から、身近で楽しめる公園の充実を望む声があり、新たな公園施設の整備が求められている。

また、災害時の避難地として防災機能を備えた施設が不足しており、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレその他防災面に配慮した施設整備が必要である。あわせて既設公園施設の経年劣化が進行しており、老朽化対策も課題となっている。

(その対策)

①公園の適正な維持管理

○老朽化している公園施設について、計画的な予防修繕を行い施設の長寿命化を図り、都市公園の安全性を確保し、トータルコストの縮減と平準化を進める。

②公園機能の充実

○市民のためのふれあいの場、癒しの空間、レクリエーションの場であるだけではなく、利用者ニーズにあった利便性の高い施設となるよう機能充実を図り、さらに、防災、避難、都市景観の向上など幅広い機能を有する公園の整備を推進する。

③身近な公園緑地の整備

○児童遊園地など他種公園との統廃合を検討しつつ、市民が憩える身近な公園緑地の整備を進めていく。あわせて、地域と連携しながら、地域住民が主体となった管理運営を行うことによって、良好な公園環境を保つていけるような方策を検討する。

8) 産業振興促進事業

(産業振興促進区域及び振興すべき業種)

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
備前市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(当該業種の振興を促進するために行う事業の内容)

上記1)～7)のとおり

9) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「産業の振興」に関連する方針は下記のとおりである。

○スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は、各地域に点在している施設について種目に特化したアピールポイントなどを明確にし、個別具体的な整理を検討するとともに、利用者の少ない施設や利用者に偏りがある施設については、廃止や譲渡等を検討する。

レクリエーション・観光施設は、設置目的や特性、利用状況などを勘案し、施

設の複合化、廃止や統合、民間譲渡等を検討する。

○産業系施設

民間による管理を行うことで、より効果的かつ効率的な運用が期待できる施設については、民間譲渡を検討する。

また、重複する事業を行っているものについては、廃止や統合を検討する。

○公園施設

施設の重要性や特性を踏まえ適正な維持管理のもと有効な活用を図る。

○その他

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

ただし、今後のあり方や利用状況等によっては、廃止や統合を検討し、また、今後の利活用が見込まれる建築物については、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理する。

10) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「産業の振興」に関連する下記連携施策を実施している。

○圏域全体の戦略的な産業振興に向けた仕組みの構築

○強みをいかした新たな産業の創出・育成

○安定した雇用の創出と人材の確保

○国内外に開かれた広域観光の推進

○圏域の活性化に向けたスポーツ振興

②定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「産業の振興」に関連する下記連携施策を実施している。

○地産地消の推進及び地域ブランドの発掘

○観光振興の推進

○鳥獣害防止総合対策

○企業誘致の推進

11) 事 業 計 画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(2)漁港施設	漁港整備事業負担金	県	
	(11)その他	海岸高潮対策事業負担金	県	
		鴻島港整備事業	市	
		都市公園整備事業	市	

第4章 地域における情報化

1) 有線テレビ事業等

(現況と問題点)

本市は山間地等地形的条件により難視聴地域を多く抱えている。

有線テレビ事業については、旧日生町が難視聴地域の解消を目的に日生有線テレビ株式会社を設立して共同受信施設の整備を行い、現在、市は日生有線テレビ株式会社に自主放送番組の制作を委託している。

自主放送番組の制作に係る機器は、アナログ放送終了に伴い地上デジタル放送対応機器へ更新したが、既に15年以上が経過しており、機器の更新が順次必要となっている。

(その対策)

①施設の維持管理

○番組制作機器については、経年経過に伴い計画的に更新していく必要がある。

2) その他の情報化

(現況と問題点)

情報通信基盤の整備は、地理的な不利のある過疎地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段と考えられる。

市民の利便性の向上や効率的な行政サービスを提供するため、行政事務の電算化等を推進しており、こうした取組を活かすためにも、より高速かつ大容量の情報通信基盤の整備が必要である。

(その対策)

①デジタル化によるまちづくり

○情報システムのコスト削減や業務の軽減だけでなく、災害時における情報の安全性を確保するため、自治体クラウドや共同利用を積極的に進め、効率的な電子自治体を目指すとともに、ＩＣＴを活用した日常生活や企業活動の利便性の高いまちづくりを推進する。

②情報通信基盤の充実

○情報通信基盤の技術的進展を視野に入れながら、超高速ブロードバンドの整備について、民間事業者への積極的な働きかけや支援を行う。

3) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「地域における情報化」に関連する方針は下記のとおりである。

○行政系施設のうち庁舎等

庁舎等については、多くの市民が利用することや災害時の拠点となることなどから、施設の耐震性や安全確保の観点を重視していくとともに、サービス内容の見直しや適正規模について検討する。

4) 本市と他市町との連携施策

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「地域における情報化」に関連する下記連携施策を実施している。

○地域情報ネットワークシステムの構築

5) 事 業 計 画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	番組制作機器更新事業	市	

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1) 道 路

(現況と問題点)

生活道路である市道については、市民が安全に安心して快適に利用できるよう、緊急性などの優先順位により整備を行っているが、幅員が狭いところや施設が老朽化し市民の利便を阻害しているところがまだ残されているため、その解消を進めていく必要がある。

国道2号をはじめ市内の幹線道路については、朝夕の通勤時間帯の渋滞や多くの箇所で事故が発生している。また、未改良箇所が円滑な交通を阻害しているところもあり、その整備について、国や県に要望をしていく必要がある。

また、事故や渋滞の解消及び地域間交流や観光の促進、産業振興などに向けた道路機能の効果促進と活用が求められている。

(その対策)

①国・県道の整備促進

○本市の骨格となる国道2号や県道の幹線道路は、本市の活性化を図る上で重要な役割を果たすため、国や県に未改良箇所の整備を要望し、交通の円滑化を図る。

○交通安全上危険な箇所の解消など、市民ニーズを的確にとらえ、国道、県道の管理者に対し是正するよう要望を行う。

②計画的な市道整備

○市道の整備については、年次計画を立て、関係機関や地元関係者との協議調整を十分に行いながら、地域に合った市道の整備を進めていく。

③通学路の安全確保

○通学路の安全確保のため、歩道整備、路面表示や歩道と車道の分離など安全施設の整備を進めていくとともに、関係部署・機関と連携し、交通安全啓発に努める。

④「道の駅」の設置

○近年、単なる休憩所としてだけでなく、地域の観光PRや物産販売、コミュニティや福祉、防災などの機能を兼ね備えた「道の駅」が地域振興のツールとして重要視されている。本市は国道2号、山陽自動車道、ブルーラインなど広域幹線道路が輻輳する交通の要衝であることからも、「道の駅」の設置について

国・県と連携し検討を進めていく。

2) 橋りょう

(現況と問題点)

すべての橋りょうについて、5年に一度の点検など義務が明確化されたことにより、今後の安全性を確保するため、総合的かつ計画的な管理による、老朽化対策の推進を図る必要がある。

(その対策)

①適正な維持管理

○長期的に、橋りょうの長寿命化に向けた修繕計画を策定し、財政負担の軽減・平準化を図る。

3) 農道

(現況と問題点)

農道については、生産基盤としての農道の活用意義を維持し、また生活基盤の一部としての利用が重視されていることから、総合的な利便性を勘案し、整備を進めていく必要がある。

(その対策)

①農道整備の推進

○土地の有効利用と生産性の高い農業経営の促進及び、生活道としての効率的な利用を図るため、農道の整備に努める。

4) 林道

(現況と問題点)

本市の民有林は市全体面積の約 80%を占め、そのうち約 19%がヒノキ、スギを主体とした人工林で、市内各地に分散化しているため施業の共同化を行いにくい状況である。将来の伐採期に備え、適切な保育施業の必要があるが、森林保全意識の希薄化が懸念されている。しかしながら、森林は生活環境の保全や海産資源の養育に多大な影響を及ぼすことから、森林保全推進とあわせて、林道の整備を進めいく必要がある。

(その対策)

①林道整備の推進

○森林保全を計画的、かつ効率的に実施するためには、林道の整備が不可欠である。そのため、森林の総合的利用の促進や山火事における消火活動への利用及び地域の生活道としての利用を図るため、林道の整備に努める。

5) 公共交通

(現況と問題点)

市の公共交通は、備前市営の路線バスやデマンド型乗合タクシー、民間の路線バス、鉄道（JR山陽本線・赤穂線）や日生諸島と本土を結ぶ定期船、タクシーにより構成されている。

人口の減少や自家用車に依存した生活スタイルの一層の増加により公共交通利用者は減少する一方、高齢者のみの世帯等の交通弱者においては、自力での移動が困難となることから、公共交通の果たすべき役割は重要となっている。

将来に渡って市民の生活を支える移動手段を維持・確保していくことが大きな課題となっているため、市民の日常生活における移動利便性向上を目指し、市全体を見渡した面的な公共交通体系を再構築していく必要がある。

(その対策)

①路線バスの確保・維持と利便性向上

○バス利用の実態とニーズを的確に把握しながら、効率的で使いやすいバス運行となるよう路線の再編を進め、利便性を向上させることで利用者の増加を目指し、また老朽化した車両の更新を行い路線の維持・確保に努める。

②デマンド型乗合タクシーの利便性向上

○利便性を向上させることで利用者の増加を目指し、利用しやすい運行に努める。

③JRの利便性向上

○利用者の利便性を高めるため駅周辺施設の整備等を行う。

○関係市町と連携し、利用促進へ向けた取組を検討する。

④海上交通の確保

○航路存続のため、引き続き国の補助航路の認定を受け、維持に努める。

⑤公共交通空白地域の対策

○高齢者等の交通弱者が日常生活を送るための外出支援について、生活交通チケ

ットの見直しや住民共助による輸送方法に対する支援等持続可能な移動手段の確保に努める。

6) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「交通施設の整備、交通手段の確保」に関連する方針は下記のとおりである。

○その他

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

ただし、今後のあり方や利用状況等によっては、廃止や統合を検討し、また、今後の利活用が見込まれる建築物については、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理する。

7) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「交通施設の整備、交通手段の確保」に関連する下記連携施策を実施している。

○公共交通ネットワークの利便性の向上

②定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「交通施設の整備、交通手段の確保」に関連する下記連携施策を実施している。

○地域公共交通ネットワークの構築

8) 事 業 計 画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備 考	
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1) 市町村道	道 路	市道浦伊部線整備事業 (L=900m W=11.0m)	市		
			伊部 88 号線整備事業 (L=175m W=5.0m)	市		
			新田 2 号線整備事業 (L=275m W=11.0m)	市		
			伊部 178 号線整備事業 (L=100m W=4.0m)	市		
			東鶴山 122 号線整備事業 (L=100m W=4.0m)	市		
			片上 54 号線整備事業 (L=100m W=5.0m)	市		
			伊部 94 号線整備事業 (L=120m W=5～5.5m)	市		
	(2) 農道		農道整備事業	市		
	(3) 林道		林道伊佐線整備事業 (L=77m W=4.0m)	市		
	(6) 自動車等	自動車	市営バス購入事業	市		

第6章 生活環境の整備

1) 水道施設

(現況と問題点)

本市の水道は、給水人口 30,301 人、普及率 99.6%（令和 7 年 3 月 31 日現在）で運営している。全国的に、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代に建設された施設が多く、特に基幹となる主要な送・配水施設が老朽化している傾向がある。本市の水道においても、更新時期を迎えている状況である。

水道の抱える問題点として、更新期を迎えた老朽施設及び管路の更新、水道水質の安全確保、南海トラフ地震などに備えた災害対策、給水人口の減少、節水化が進んだ生活様式の変化などによる水需要の減少が挙げられる。また基幹管路の耐震化率については 32.8% と低く、耐震化率を大きく向上させる必要がある。このほかにも災害、管路・水質事故等で断水した各家庭への臨時の給水措置についても検討していく必要がある。

(その対策)

令和 2 年 3 月に策定した備前市水道ビジョンに基づき、以下の 3 つの目標により水道施設の整備・運営・サービスの向上に努め、健全な水道経営を行う。

① 安全で安心な水の供給

○本市では、水源から蛇口に至るまで安全な水を供給するため、水安全計画を策定し、定期的な水質を実施している。さらなる水の安全供給を目指すため、クリプトポリジウム対策として紫外線照射装置と膜ろ過装置を設置している。
○水源地施設、配水池施設、ポンプ施設、簡易給水施設など市内各地に多くの水道施設があり、その多くが老朽化している。これから的人口動態や水需要の動向、財政状況を考慮して、計画的に老朽施設の更新整備を実施する。

② 持続可能な事業運営

○給水人口減少に伴う水需要の減少による料金収入の減少に対し、老朽化施設の更新や維持管理費が増大するため、事業経営はより厳しくなると見込まれる。そのため、施設、管路のダウンサイ징や統廃合、民間活力の活用等事業の効率化を図るだけでなく、民間委託や水道事業者間の広域連携などにも取り組んでいく。

③ 災害に強い水道の構築

○水道は生活に不可欠なものであり、重要なライフラインとして重大な責務を担

っている。災害時でもライフラインとして機能できるよう、災害に対する備えとして耐震化を推進しており、施設の耐震化率は年々増加している。令和6年度末では配水池で91.0%、基幹管路で32.8%となっており、特に基幹管路及び医療機関や避難所等重要給水施設管路の耐震化については早急に実施していく必要がある。

2) 下水処理施設

(現況と問題点)

本市では、地域の状況にあわせ、大きく分けて4つの下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設）と浄化槽で汚水処理を行っており、全人口に対する汚水処理人口普及率は93.6%、水洗化率は92.7%（令和7年3月31日現在）と高い水準にある。こうした中、公共下水道については、整備計画の見直しを行い、未整備区域の整備と合併浄化槽の設置促進を併用することで、整備率の向上と公共水域の水質改善に努めている。

また、一方で施設の経年による老朽化が進んでいることから、今後は長寿命化などの維持管理面を重点化していく必要がある。あわせて、経営面においては人口減少等により、下水道使用料収入が減少傾向にあり、経営の安定化が大きな課題となっている。

(その対策)

①公共下水道の整備

○見直した公共下水道整備区域内の整備については、国の補助金を活用し、また本市の財政状況を勘案しながら効率的・効果的に進める。

②合併浄化槽の整備

○合併浄化槽の整備区域については、設置促進のため、補助金の給付を引き続き行い、あわせて広報によるPR、啓発活動を行う。

③施設の適正な維持管理

○施設・管路の老朽化や耐震・機能診断の結果により策定している長寿命化計画に基づき、施設・管路の改築更新を計画的に行い機能不全を防止する。

④下水道事業経営の安定化

○維持管理費の削減に努める。

○下水道使用料や受益者負担金未納者への対応として、督促状の送付や臨戸訪問により未納額の減少を図る。

3) ごみ処理施設

(現況と問題点)

ごみ処理は、可燃ごみについてはクリーンセンター備前、不燃ごみについては、不燃物前処理施設、リサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場において処理しており、それぞれの地域で収集、処理体系の統一を図りながら市内の施設等で処理を行っている。ごみの処理量の減少に向け、ごみの減量化・資源化に対する市民意識向上に取り組む必要がある。

クリーンセンター備前においては施設の延命化を図るため、平成 28 年度から平成 30 年度までの間に基幹的設備改良工事を実施した。また、一般廃棄物最終処分場においては、現在、備前地区及び日生地区の 2 か所の処分場が稼働しているが、備前地区における最終処分場の容量がひっ迫している状況であり、日生地区における最終処分場についても、一段目の堰堤における埋立が終了しているため早急に堰堤築堤に取り掛かる必要があり、両施設とも計画的かつ適正な埋立監理を実施しなければならない。

(その対策)

①分別の徹底

○資源ごみの回収量を増やすため、9種23分別の徹底と意識高揚を図る。

②生ごみの減量化

○一般家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ処理容器購入補助制度の推進と食品ロス等の啓発を図る。

③リサイクルの推進

○子ども会などが実施する資源ごみ回収（廃品回収）支援のため、資源ごみ回収推進団体報奨金を継続し、リサイクルの促進を図る。また、焼却灰のセメント原料への活用、備前焼リサイクル事業、羽毛布団回収事業のほか、し尿処理過程からのリン回収や、脱水汚泥の堆肥化にも取り組み、埋め立て処分量の削減、循環型社会形成の推進を図る。

④施設の適正運営と計画的な更新

○ごみを効率的かつ安定的に処理するため、分別やリサイクル推進により処理量を減らし、処理施設の適正な運用を図る。維持管理について、施設の日常的な点検等で損傷を把握し予防修繕を行うほか、ごみ収集車や重機、施設設備品等の計画的な更新を行い、適正な施設運営を実施する。

⑤一般廃棄物最終処分場の整備

○持続可能なごみの適正処理を行うため、備前地区の最終処分場については継続した施設管理、廃棄物の外部への処理委託を実施するとともに、日生地区の最終処分場については新たに土堰堤築堤を実施し、適正な埋立監理を実施する。

4) 公共墓地

(現況と問題点)

墓地については、市営墓地として 13 箇所 1,470 区画を整備しており、市全体での公共墓地は、令和 6 年度末で 93.1% の充足率となっている。また、近年では、墓じまい等による墓地の返還が増加し、充足率は低下傾向にあることから、将来の需を見極めた墓地整備を進めていく必要がある。

(その対策)

①墓地の管理

○自治会などが所有する地区管理墓地について、地域で継続して維持管理ができるよう補助制度などの見直しを行うことにより、市営墓地の整備と適正化を図る。

②市営墓地の整備

○市民が安心して利用できる市営墓地の維持管理を継続していくとともに、市民の墓地需要の動向を踏まえ、地域の特性や周辺環境、需要と供給のバランスに配慮した市営墓地整備を行う。

5) し尿処理施設

(現況と問題点)

し尿及び生活排水等については、4 つの下水道事業と浄化槽で汚水処理を行っており、水洗化率は高い水準にあるが、未水洗化世帯のし尿・浄化槽汚泥については、許可業者が衛生センターへ搬入しており、継続した維持管理を適正に行う必要がある。また、衛生センター場内の旧施設について解体工事の実施及び跡地利用について検討する必要がある。

(その対策)

①施設の適正運営と計画的な更新

○衛生センターのし尿処理場については、施設で回収したリンを肥料原料としての利用や脱水汚泥の堆肥化など、循環型社会形成の推進を図りながら、効率

的かつ安定的な処理を実施し施設の適正な維持管理を行う。

○衛生センター場内の旧施設について解体工事及び跡地利用について検討する。

②水洗化の促進

○公共下水道等への未接続世帯については、速やかな接続を積極的に呼びかけ、計画区域外の未水洗化世帯については、補助金給付制度の周知に努め、小型合併浄化槽の設置の普及促進に努める。

6) 火葬場

(現況と問題点)

火葬場については、備前斎場と日生斎場の2つの施設を使用している。合併以前からの施設を使用できていることから利便性は高い水準にあるが、施設の老朽化による経年劣化等の対応として、統廃合も含め、火葬場の適正な維持管理をしていく必要がある。

(その対策)

①施設の適正運営と計画的な更新

○火葬執行を効率的かつ安定的に行うため、統廃合も含めた火葬場の適正な維持管理を行うとともに、運営コストの軽減に努め、統廃合後の大規模の改修及び施設解体工事等を実施する。

7) 消防・防災

(現況と問題点)

本市は、過去に豪雨や高潮などに被災したことから、ハード整備の実施とあわせ、常備消防や消防団、自主防災組織の充実・強化に努め、災害に強いまちづくりを推進している。特に、東日本大震災後は、災害を完全に封じ込めようとするのではなく、被災したとしても人命が失われないことを最重視した「減災」の考え方方が常識となりつつある。また、南海トラフ地震防災対策推進地域でもあることから、消防資機材、備蓄用品等の充実をはじめ、施設の耐震化、備蓄倉庫や防災通信網の整備などに努めるとともに、消防団員の活動支援や、自主防災組織の育成・強化を図り、市民一人ひとりの防災意識を醸成することで、災害に対する地域防災力の向上に努めていく必要がある。

(その対策)

①消防施設等の整備、充実

○防災対策を強化するため、消防施設、防災通信網、消防車両、消防資機材、備蓄用品、備蓄倉庫の整備、充実を図る。

②消防体制の整備

○年々減少傾向にある消防団員の活動支援のほか、長期的な視点から効果的な消防活動に資するよう、団員の適正な配置及び施設整備に努める。

③地域の防災力の向上

○地域で実施する防災訓練や防災資機材の導入などの自主防災組織の活動支援や防災士の育成を推進し、地域防災力の向上を図る。

8) 防犯等安全対策

(現況と問題点)

全国的に、高齢者や子どもが犯罪、事故等に巻き込まれる事例が多発しており、特殊詐欺被害防止対策や、通学路の安全対策など、警察をはじめとする関係機関と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進する必要がある。

(その対策)

①防犯体制の強化と安全・安心対策

○警察や学校、町内会、関係団体などと連携を図り、犯罪・事故等に関する情報の提供、安全教育や防犯活動の支援などにより、市民の防犯意識を高め、高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止のための安全・安心対策を推進する。

9) 住 宅

(現況と問題点)

本市には、市営住宅と特定公共賃貸住宅の2種類の公営住宅がある。特に、市営住宅は、住宅困窮者に対するセーフティネットでもあるため適正な住宅戸数の確保と維持管理を行う必要があるが、どれも老朽化が著しく、建替えも視野に入れた対策が必要である。

一般住宅については、市内の住宅の約4分の1が、依然として耐震化されておらず、今後発生が予想される南海トラフ地震などから市民の生命と財産を守るために、より多くの耐震改修を促進する必要がある。また、空き家が増加傾向にある現状か

ら有効活用の促進を図るとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく倒壊の危険や景観を損なうおそれのある特定空家等に対しては、状況に応じた措置を講じていく必要がある。

宅地については、民間企業等と連携し低廉な住宅の提供ができるよう、宅地造成事業を促進していく必要がある。

(その対策)

①公営住宅の整備、長寿命化

○老朽化した公営住宅は、長寿命化計画に基づき計画的に建替え、修繕を推進する。

②持ち家の耐震化推進

○木造住宅の耐震診断、補強計画や改修工事に対する補助金制度の拡充を検討していくとともに、耐震化の必要性を一層理解してもらえるよう、耐震化への啓発や知識の普及、相談体制を強化する。

③分譲宅地の販売促進と新たな優良住宅の創出

○残っている分譲宅地の販売促進に努めるとともに、新たな優良宅地が創出、提供できるよう、市有地の活用も含め候補地の選定を進める。

④空き家の有効活用と適正管理

○空き家が増加していることから、空き家情報バンク制度を有効活用していくとともに、特定空家等については、所有者等に対し空家等除却支援事業補助金を活用した解体あるいは適正管理を勧める。

10) 治山・治水

(現況と問題点)

本市は、これまで台風による集中豪雨や高潮による大災害を経験してきたが、河川、砂防対策を行った結果、一定の効果を上げている。

河川については、未整備の河川護岸が残っているほか、海沿いの低地では、高潮対策のための水門・フラップゲート等の設置を進めている一方で、内水の排除が引き続き課題となっている。

急傾斜地・土石流危険渓流など、土砂災害のおそれのある箇所については、県が区域の指定を行った上で個別に対策工事を実施しているが、土砂災害のおそれのある箇所については、砂防対策を推進していく必要がある。

ため池については、かんがい用として市内に342箇所あるが、耕作農家の減少に

より一部農家の経済的負担が増大することから、改修を進めていくことが困難になっている。

また、本市の面積の約80%を占めている山林については、山腹崩壊地や荒廃山地が見受けられ、山間渓流でも土砂が堆積する箇所があるが、近年、県内でも多発するゲリラ豪雨被害の復旧が優先され、荒廃林地の復旧や予防治山事業などの整備が進んでいないのが現状である。

(その対策)

①計画的かつ円滑な施設整備

○施設の整備にあたっては、適切な年次計画を立案するとともに、関係機関・地元関係者との協議調整を十分に行い、事業が円滑に進捗していくよう努める。

②内水排除の事業化

○高潮対策のために水門やフラップゲートを設置した区域では、閉門時の内水による浸水被害を防ぐための事業を推進する。

③急傾斜地等の整備促進

○急傾斜地・土石流危険渓流など、土砂災害のおそれのある箇所について、県の区域指定を受け、対策工事が進むよう要請していく。

④危険ため池の改修

○危険ため池について、防災的観点により緊急性の高いものから改修又は、廃止を年次的に進める。

⑤森林の保全

○国土の保全のため、土砂流出の防止、水源のかん養、山地災害の防止、景観の維持、生活環境の保全などの森林が持つ多面的な機能を高められるよう保全に努める。

11) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「生活環境の整備」に関連する方針は下記のとおりである。

○行政系施設のうち消防施設

消防施設については、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

○公営住宅

今後の利用状況、民間住宅の供給状況等を踏まえ、建替え、用途廃止、個別改

善等について検討する。

建替えについては、小規模団地の集約建替えを基本とし、長寿命化が図れる市営住宅については、定期的な点検等により適切な維持管理を行う。

○供給処理施設

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

○その他

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

ただし、今後のあり方や利用状況等によっては、廃止や統合を検討し、また、今後の利活用が見込まれる建築物については、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理する。

12) 本市と他市町との連携施策

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「生活環境の整備」に関連する下記連携施策を実施している。

○安定したごみ処理の推進

13) 事 業 計 画

(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施 設	簡易水道	各施設の改修更新	市
	(2) 下水処 理施設	公共下水道	各施設の改修更新	市
			公共下水道事業	市
		特定環境保全公共下水道事業	市	
	農村集落排水施設 (農業集落排水施設)	農業集落排水事業	市	
		その他 (漁業集落排水施設)	漁業集落排水事業	市
	(3) 廃棄物 処理施設	ごみ処理施設	塵芥収集車購入事業	市
			ごみ処理施設整備事業	市
	(4) 火葬場		斎場維持管理事業	市
	(5) 消防施設		消防車両更新事業	市
	(6) 公営住宅		空家等除却支援	国
			(市営・特定公共賃貸)住宅管理	市
			宅地造成	市
			市営住宅解体撤去事業	市 過疎債 ソフト 事業分
	(8) その他		吉永総合支所付属棟解体撤去 事業	市 過疎債 ソフト 事業分

第7章 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1) 子育て支援

(現況と問題点)

近年、核家族化や小家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えていることから、備前市こども家庭センター「すこやかびぜん」を中心に妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実が重要となっている。

また、虐待、貧困、ヤングケアラーなどの課題を抱えるこどもやその家庭を自立した生活につなげていくため、家庭、地域、関係機関等が連携して、子育て家庭が困ったときに相談できる人や場所、子どもの居場所づくりなど、支援体制の一層の充実を図ることが求められている。

(その対策)

①きめ細やかなサポートが必要なこどもや家庭への支援

○児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援、障がいや貧困など困難を有するこどもへの支援の充実、ヤングケアラー支援の推進など、関係機関との連携を強化しながら実施する。

②妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

○「すこやかびぜん」において、こどもと妊産婦やその家族の心身の健康の保持及び増進を支援するほか、不妊治療、不育治療や無痛分娩費用に対する助成、妊婦保険加入に対する補助などにより、妊娠・出産の希望がかなう環境を整備する。

③子育てにかかる経済的負担の軽減

○全てのこどもが必要な保育、医療等を受けられるよう、また、こどもを持つことをためらうことにつながらないよう、適切な経済的支援を行う。

④情報提供・相談体制と親子が集える場所の充実

○子育て支援センターや児童公園のほか、地域子育て支援拠点など、気軽に親子が集い、情報交換できる場を設置し、子育て支援サービスの提供や保護者、妊産婦が様々な支援を円滑に利用できるよう、情報提供、相談対応等を行う。

2) 就学前の教育、保育等

(現況と問題点)

本市では、認定こども園、小規模保育所、認可外保育施設等の環境が整い、家庭教育と認定こども園等の両面で充実した幼児教育が受けられるまちを目指している。

今後も質の高い教育、保育を提供するため、保育教諭等の人材確保や職員研修の充実を図るとともに、認定こども園と小学校との積極的な連携により、子どもの発達や学びの接続を推進する必要がある。

また、待機児童対策に取り組むとともに、保護者の多様な就労形態に対応するため、認定こども園等での延長保育や一時保育への取組の継続が必要である。

(その対策)

①認定こども園の施設整備の推進

○幼児期の教育、保育の環境維持のため、認定こども園の適切な管理運営と施設環境整備を進める。

②認定こども園の教育・保育の充実

○教育、保育の充実のため、保育教諭等の人材確保、研修等を通じての人材育成を進める。

○保護者の就労形態の多様化等に対応するため、延長保育や一時保育など多様な保育サービスを提供する。

③保育料の無償化事業

○子育て世代の経済的な負担を軽くし、子育てしやすい環境の充実及び定住促進を図るため、保育料無償化を継続する。

④待機児童対策の推進

○保育教諭等の確保とともに、認可外保育施設等の利用者への支援、民間の小規模保育所への補助等を継続する。

⑤認定こども園と小学校との連携強化

○就学前から小学校への円滑な接続で学びの連続性を確保するため、接続カリキュラムによる取組を推進する。

3) 高齢者福祉

(現況と問題点)

少子高齢化・人口減少の進行により日本は「超高齢社会」となり、高齢者の増加に伴う社会保障費の増大や若者の減少による担い手不足など、社会構造の変化により高齢者を取り巻くさまざまな問題が表出している。

こうした中、本市では、高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進や重度化の防止、さらには、成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護体制の充実に取り組んでいるところである。

今後、高齢化率がさらに上昇していく中、高齢者世帯や認知症の高齢者の増加も見込まれるため、市民相互がともに支え合う地域づくりや地域包括ケアシステムの深化、就労や社会活動の活発化、高齢になっても社会の担い手として活躍する場の充実など、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが求められている。

介護保険サービスは施設・居住系、居宅系のサービスとともに基盤整備が進み、サービスの提供体制はおおむね確保されているが、今後も市民ニーズや人口変動を考慮し、安定的な供給体制を整備する必要がある。

(その対策)

①総合的な健康づくり・介護予防の推進

○いつまでも生き生きと自分らしく暮らしていくために、高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組むとともに、これまでに培った知識や能力を活かしながら地域社会に参加できるよう、機会の拡充などを図る。

②自立を支える福祉サービスの充実

○支援や介護が必要な状態になっても安心して暮らしていくために、高齢者の自立した生活を支えるための各種福祉サービスの提供や介護者の負担軽減に向けた取組を推進する。

③地域包括ケアシステムの深化・推進

○医療や介護が必要な状態や認知症等になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるため、住まい・医療・介護・予防・生活支援の包括的な確保を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進する。

○認知症などの理由で判断能力や意思能力が十分でない方の支援や権利を守るために、相談窓口や成年後見制度の普及啓発などの権利擁護支援を推進する。

④介護保険サービスの充実と円滑な運営

○介護を必要とする高齢者が自らの意志で必要なサービスを選択して利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの基盤整備を推進する。また、介護給付の適正化や事業所への適正な指導監督を行う等サービスの質的向上と適正・円滑な制度運営に努める。必要に応じて介護施設の改修工事等も行う。

4) 保健福祉

(現況と問題点)

市民の健康寿命を延ばし、QOL（生活の質）の向上を図るため、「第3次健康びぜん21・食育推進計画」「第2次備前市自殺対策計画」「備前市国民健康保険第3期データヘルス計画」等に基づいた保健事業を展開している。生活習慣病の罹患者を抑制するため、子どものときから規則正しい生活習慣が身につくよう、市民が健康への関心を高め、主体的に健康的な生活を送ることができる取組の推進が必要である。あわせて、特定健診やがん検診を受けやすい環境を整えていく必要がある。

また、国や県と比較して、特に働く世代の男性の自殺率が高い状況から、必要なときに相談につながるような窓口等の普及啓発が必要である。

(その対策)

①健康づくりに関する普及啓発の推進

○地区組織や職域との連携を強化し、さまざまな機会をとらえて、健康増進や食育等の健康づくりに関する普及啓発を行う。

②子どもの生活習慣に関する保護者の意識の底上げ支援

○保護者や子どもの生活習慣を見直し、規則正しい生活について考え実践できるよう、乳幼児の訪問や健診時などに個々の家庭環境に応じた支援を行う。

③生活習慣病重症化の予防支援

○特定健診結果ハイリスク者や、生活習慣病治療中断者への受診勧奨や保健指導を実施する。

④受診しやすい体制づくりの推進

○特定健診やがん検診等の受診勧奨の効果的な方法の検討と実施を行う。広報等へがんの知識を掲載し、受診の必要性を普及啓発していくとともに、医療機関と協力、連携して受診しやすい体制づくりを行う。

⑤働く世代のメンタルヘルス対策の促進

○働く世代や市民が、職場や地域での研修等を通じてメンタルヘルスについて関

心を持つことができるようゲートキーパー養成講座を実施し、相談窓口等を周知する。

5) 障がい者福祉

(現況と問題点)

本市の障がいのある人は横ばい傾向にあり、障がいの程度もさまざまである。すべての市民が人として尊厳を持ち、住み慣れた地域や家庭で、障がいの有無にかかわらず安心して暮らし、ともに助け支え合っていける地域福祉社会の形成がこれまで以上に重要となっている。そのため、障がいのある人の自立と社会経済活動への参画を促進するため、障がいへの理解や交流、就労の場の確保、各種福祉サービスの充実、相談支援体制の強化、また、成年後見制度の利用促進など障がいのある人の権利擁護体制の充実をしていく必要がある。さらに、施設の面においても、障がいのある児童の通所施設や短期入所の施設が不足しており、これらの整備に取り組んでいく必要がある。

(その対策)

①自立・社会参加の促進

- 生活訓練講座を開催するなど、日常生活を支援する。
- 社会的自立に向けて関係機関と連携し、相談や支援を行うとともに、事業主に障がいのある人の雇用について理解と協力を求め、就労の場の確保に努める。

②発達障がい支援の充実

- 発達障がいの早期発見に努め、個別支援ファイルを作成し、専門の職員を中心となって関係部署や機関と協力し、具体的なケース会議を行うなど、子どもから大人まで切れ目のない支援を行う。

③生きがいづくりの充実

- 障がいがあっても、自分に応じた方法で自己実現を果たせたり、余暇を過ごせたりするよう、障がいのある人に対応したスポーツ、芸術・文化活動や交流の場の充実を図る。

④相談体制の強化

- 専門知識のある相談支援専門員の増員や、職員の資質の向上を図り、複雑化する制度や多様化するニーズに応えることができる相談体制の整備に努める。

⑤権利擁護の推進

○障がいにより判断能力や意思能力が十分でない方の支援や権利を守るため、相談窓口や成年後見制度の普及啓発及び担い手育成を推進する。

6) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に関連する方針は下記のとおりである。

○子育て支援施設

より良い環境と安全の確保に努め、地域の実情や保育ニーズを考慮しながら認定こども園（幼保一体型施設）の保全を図る。

○保健・福祉施設

施設の特徴や地域性、市民ニーズを考慮し、今後のあり方について、建物の廃止や長寿命化、民間事業者の活用、譲渡等を検討する。

7) 本市と他市町との連携施策

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日總行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に関連する下記連携施策を実施している。

○在宅医療・介護の推進

8) 事 業 計 画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(3)高齢者福祉施設	しらうめ荘改修事業	市	
	(8)その他	出産祝金支給事業	市	
		家庭育児応援金支給事業	市	過疎債 ソフト 事業分

第8章 医療の確保

1) 病院

(現況と問題点)

平成18年3月に日生病院を移転新築したのをはじめとして、同年4月に吉永病院、平成24年1月に備前病院の建て替えを順次実施し、ハード整備は完了している。

しかしながら、人口減少に伴う患者数の減少が進む一方で、医師の専門性の高度化、在宅医療等の医療ニーズの多様化、新たな感染症への対策等、医療を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、地方における医師や看護師など医療従事者の確保等、ソフト面での充実や、地域の医療機関、高齢者施設等との連携強化が急務となっている。また、救急搬送状況を見ると、管内の医療機関への搬送は70%台前半となっており、地域住民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、休日夜間の救急医療体制の充実が課題となっている。コロナ渦を経て、公立病院の役割が見直されている中、機能分化等による経営の効率化を行い、持続可能で質の高い医療体制への転換が求められている。

(その対策)

①在宅医療提供体制の構築

○現在行っている往診や訪問診療をさらに広げられるよう、ＩＣＴの活用を含めた在宅医療提供体制の構築を図る。

②救急医療体制の整備

○市立3病院で休日夜間救急の情報共有を図り、受入体制構築を目指すとともに、常勤医師の招聘に努め、救急医療が必要な患者を受け入れ、診療できる体制を整備する。

○高次医療機関との連携をさらに強化し、救急医療体制の確保・充実に努める。

③医療体制の充実と地域連携の推進、医療従事者的人材確保

○地域の医療機関や介護事業所等との連携や協力のもと外来、入院、退院、介護の連携を円滑に行う。

○関係大学や病院への派遣依頼を重ねるとともに、医師の人脈や人材紹介業者の活用、研修の積極的な受け入れ、離職防止のための待遇改善、働き方改革等、多面的な取組を進め、医師不在となっている診療科の常勤医師の招聘に努める。

④病院事業の方向性の検討・決定

- 現状の病床利用状況からのみ将来の推計を行うのではなく、経営を最適化するために必要な機能の選択や人員の配置等、多角的な分析を行い、病院機能の転換等について検討を進める。
- 感染症対策について、県、市の関係部署や医師会との連絡を密にし、迅速かつ柔軟に役割分担や連携体制の構築に努める。

2) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「医療の確保」に関連する方針は下記のとおりである。

○医療施設（病院会計）

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

3) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「医療の確保」に関連する下記連携施策を実施している。

○在宅医療・介護の推進

②定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「医療の確保」に関連する下記連携施策を実施している。

○地域医療の連携

第9章 教育の振興

1) 学校教育

(現況と問題点)

備前市総合計画、教育大綱及び教育振興基本計画に基づき、計画的に施策を展開している。

みんなでつくる「教育のまち」備前市を目指し、教育（＝「まちづくり」）に取り組んでいる。

本市の児童・生徒数は少子化により減少しており、学校の適正規模について検討していくことやそれぞれの学校において学校教育の魅力化を図っていくことなどの課題がある。学校施設についても建築年数が古く、老朽化に伴い対策が必要な施設を多数抱えており、このような施設の長寿命化・バリアフリー化などへの取組はもちろん、より良い学習環境となるよう適正な規模での整備や更新にも引き続き取り組んでいく必要がある。

学校の教育活動においては、ＩＣＴの活用や外国語教育の充実により、子どもたちが主体的に学ぶことができる環境づくりを目指している。

(その対策)

①子どもたちが主体的に学ぶことができる環境づくり

○義務教育9年間の一貫性を大切にした系統的、継続的な指導に取り組むこと、学校、保護者、地域みんなでこれからのかまちをつくることが大切である。

　ＩＣＴを活用した授業改善に取り組むとともに、ＩＣＴを活用した家庭学習支援や放課後・休日学習の充実等を通して学ぶ意欲を育成していく。

○整備したＩＣＴ機器を有効に活用できる環境を整えること、活用できる教員スキル向上にも取り組んでいく。

○外国語教育については、ＡＬＴの全校配置を継続しつつ、そのメリットを活かした授業を行うことにより一層外国語教育を充実させていくこと、あわせて家庭や地域でも外国語と接する機会を充実させることなどにより、グローバルな人材の育成を推進する。

○学校図書館司書の全校配置を継続して実施するなどして、児童・生徒の主体的な学びへの支援を行う。

○学校給食では、安全・安心を第一に考え児童・生徒の健やかな体づくりに取り組み、食育を推進する。

このように学校教育を魅力あるものとすることで、子どもたちが、備前市で学んだことに誇りと愛着を持つ教育を実践する。同時に、地域に根差して、グローバルに活躍する人材、これからの中の時代を生き抜く力の育成に取り組んでいく。

②学校施設等の整備

○学校施設等の老朽化に伴い、老朽化対策が必要な施設を多数抱えている。このような施設については、個別施設計画に基づき必要となる長寿命化のための整備や維持補修を計画的に実施していく。

○より良い学習環境となるよう、照明のLED化、トイレの洋式化、バリアフリー化などへの取組も進めていく。

○安全かつ安心できる学びの場を提供するため、引き続き適正な学校規模で適切な施設等の維持管理が図られるよう検討を進める。

○学校等の施設跡地についても、解体撤去を含めて検討し、有効活用に努める。

③学校現場に対する支援

○学校の適正規模について継続して検討していくことはもちろんのこと、現状においては、児童・生徒数が少ない小規模学校においても教育水準を維持していく取組を行っていく必要がある。そのため、「子どもたちが主体的に学ぶことができる環境づくり」の中で、個々の学校における教育の魅力化が図られるよう、学校現場に対する支援を継続する。

○学校現場に耳を傾け、地域における学校の役割を重視した学校のあり方について検討し、これらについてのビジョンを示す。

④高等学校教育の推進

○片上高等学校の魅力化に努め、企業と連携した職業体験や就学支援を推進する。

2) 生涯学習

(現況と問題点)

少子・高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化や、家庭・地域の教育力の低下等が懸念されている。こうした状況下市民一人ひとりが主体的に学び、その成果を地域社会へ還元する「学びの循環」の実現が求められる。その活動の場として、地域学校協働活動や備前まなび塾の支援があり、教育委員会では学校・家庭・地域の連携・協働による教育活動として推進している。

また、家庭教育支援や子ども読書活動、青少年の健全育成など、地域の教育力を活用した事業は、次世代を担う子どもたちの「地域への愛着形成」と「非認知能力の育成」に貢献しており、より一層の強化継続が必要である。

本市では、中央及び地域公民館を中心に、中規模集落単位では公立の地区公民館、小規模集落単位には地元所有の自治公民館がそれぞれ整備されており、身近なコミュニティ活動や生涯学習の拠点として重要な役割を担っている。

これらの公民館では、文化イベントや各種講座の開催等さまざまな事業を行っているが、施設の老朽化、利用者の高齢化や趣味趣向の多様化による参加者の減少と固定化、事業のマンネリ化など、課題が山積している。これらの課題克服のため、学校・企業等との協働、世代交流も含めた公民館講座の企画・開催、地域の学習拠点として、すべての市民の生きがいや自己実現を促進する公民館事業を展開していく必要がある。

また、図書館は、知識の拠点施設として生涯を通じて読書に親しむことのできる環境の整備が一層必要で、多様化する市民ニーズに対応していくよう、幅広い資料の収集とともに、施設・設備の整備と充実が求められており、既存の施設は手狭なため、新図書館の建設を進めている。

(その対策)

①家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育活動の推進

○就学前検診、一日体験入学等の機会に、保護者同士のつながりづくりや「生活リズム向上」・「家庭学習定着」を保護者へ啓発する親育ち事業、児童生徒主体で学校と家庭が一体となったメディア・コントロールの取り組みを備前市家庭教育支援チームと協働で推進する。

○小中学生を対象に、「備前まなび塾+」を開催し、土曜日及び長期休業中の学習支援を行うとともに、NPO や地域団体と連携した体験講座の充実を図る。

○地域学校協働本部を中心とした、支援ボランティアによる体験活動推進に努める。

②地区公民館への支援

○各地区の特徴やニーズにあわせた各種事業を推進するとともに、地区が主体的に活動していく地域活動を支援する。

○公民館の施設整備として、老朽化した冷暖房施設の改修のほか、バリアフリー化を推進する。

③図書館機能の整備・充実

○図書館機能の充実を図るため、新図書館整備を実施する。(令和8年度開館予定)

○本館、分館はもちろん、他自治体の図書館との相互貸借の利用を推進し、サー

ビスの充実を図る。

- 子ども読書活動の推進をはじめ、多様な行事に取り組み、魅力ある図書館となるよう努める。

④図書館書籍の充実

- 利用者の希望が多い資料や地域に関連した資料を優先的に収集し蔵書の充実を図るとともに、地域の歴史・文化資料や本市のまちづくりに関する図書・資料、さらに利用者の要望やニーズに応じて、課題解決に資する知識・情報・資料の提供に努める。

3) 体育施設

(現況と問題点)

運動公園をはじめ市内の体育施設では、多くの市民がスポーツに親しんでいるが、施設の老朽化が進んでおり、誰もが安全安心で利用できる環境整備が必要である。

(その対策)

①施設環境の整備

- 運動公園をはじめとした体育施設の改修・修繕を公共施設個別計画に基づき計画的に実施し、利用者ニーズに応じた利便性の高い施設となるよう努める。

4) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「教育の振興」に関連する方針は下記のとおりである。

○学校教育系施設

学校については、児童・生徒が日常的に使用する施設であることや災害時の拠点となることなどから、施設の耐震性や安全確保の観点から計画的な改修等を行っていく。また、地区の中核的な施設であることを踏まえ、周辺の公共施設機能の複合化や小中一貫校の整備、適正規模による再編などについて検討する。

○市民文化系施設

地域公民館や地区公民館については、地域性や市民ニーズを考慮し、サービス内容の見直しや適正規模、適正配置について検討する。

○スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は、各地域に点在している施設について種目に特化したアピールポイントなどを明確にし、個別具体的な整理を検討するとともに、利用者の少な

い施設や利用者に偏りがある施設については、廃止や縮小、譲渡等を検討する。

○その他

維持管理にあたっては、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

ただし、今後のあり方や利用状況等によっては、廃止や統合を検討し、また、今後の利活用が見込まれる建築物については、譲渡や貸付を積極的に行うこととし、損傷が著しいものについては、解体を基本とし整理する。

5) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「教育の振興」に関連する下記連携施策を実施している。

○公共施設の最適化

②定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「教育の振興」に関連する下記連携施策を実施している。

○生涯学習の推進

○学校給食の広域連携

6) 事 業 計 画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設	スクールバ ス	スクールバス購入事業	市	
		給食施設	伊里共同調理場改修事業	市	
			運搬車購入事業		
	(3)集会施設、体 育施設	図書館	新図書館整備事業	市	

第10章 集落の整備

1) 集落の整備

(現況と問題点)

本市には、基礎集落として200以上の行政区があり、おおむねその行政区単位で自治会活動が行われている。本市は、こうした活動を支援するとともに、NPO等の団体と連携することで、市民主体の協働のまちづくりを進めている。

しかし、近年、市民のコミュニティへの関心は薄れ、地域によって活動の取組に温度差が見られるようになっている。その一方で、防災、子育て、高齢者などの分野で課題が大きくなりつつあり、コミュニティの果たす役割も相対的に大きなものとなっている。今後は、世代や性別の枠を超えたコミュニティ意識の醸成に努めるとともに、手厚く隅々まで行政サービスを提供することが難しくなっている現状を踏まえ、自治会、地域住民、NPOその他団体が相互に連携し、新しい公共を形成していくよう支援していく必要がある。

(その対策)

①市民主体のまちづくりの推進支援

○市内で活動する地域団体向けに、ホームページ等で活動補助金の情報提供を行う。

○地域運営組織形成に向けた環境整備・活動の支援を行うとともに、地域に向けての発信に注力する。

②コミュニティ活動の支援

○市内の区長、町内会長で組織する自治会連絡協議会の運営を支援し、協働のまちづくりを推進する。

③地域おこし協力隊、集落支援員の配置

○地域おこし協力隊の導入を進め、さらなる地域の活性化に努める。

○集落への目配りとして、特に過疎化が著しく、集落機能が低下している地域には集落支援員を配置し、集落の巡回や状況把握等を行い、実情に応じた施策を検討する。

2) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「集落の整備」に関連する方針は下記のとおりである。

○市民文化系施設

地元町内会等の地域による自主的な運営施設としての機能が強い集会所等については、地元町内会や地域コミュニティ組織への譲渡を検討する。

3) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「集落の整備」に関連する下記連携施策を実施している。

○市民活動の広域展開と市民協働の推進

②定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「集落の整備」に関連する下記連携施策を実施している。

○住民交流

第 11 章 地域文化の振興等

1) 歴史文化と伝統文化

(現況と問題点)

本市には、旧閑谷学校、備前焼、瀬戸内海の海産物、山々の自然環境など、豊かな歴史、文化、自然があり、それらは現代の生活の中で脈々と息づいている。

これらの文化資源は、まちを構成する重要な要素となっていることから、大切に守りながら後世につないでいくとともに、それらの価値を十分に理解し、まちづくりに活かしていく取組が必要である。

また、市内には古くから伝わる有形・無形の文化財が数多く残っており、地域の人々の手で保存・継承していくことが望まれているが、人口減少や高齢化により困難となっている。

(その対策)

①文化資源の保存と活用

- 文化資源の保存管理のため、周辺環境を含めた文化財の継続的なモニタリング等を実施する。
- 市民が文化資源を身近に感じ、地域に対する愛着や誇りを持てるよう、地域や学校と連携した出前授業等の実施や、イベントの開催により伝統文化に触れる機会を増やす。

②伝統文化の保存

- 地域の中で受け継がれてきた、暮らしに密着した伝統文化を地域で守れるよう支援する。

③情報発信とガイダンス機能の充実

- SNS等で、若年層にも地域文化資源に親しんでもらえるような情報を発信し、それらを学べる仕組みづくりのため、拠点となる施設の整備やガイダンス機能の充実を図る。

④旧閑谷学校世界遺産登録推進

- 旧閑谷学校は、ふるさとの文化や歴史とともに、過去から引き継がれてきた貴重でかけがえのない歴史的遺産である。平成27年度に文化庁から日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」を構成する文化財として認定されており、観光振興など地域活性化に役立てるとともに、未来へ継承するため、世界遺産登録を目指し、調査研究や普及活動を行う。

⑤備前焼の魅力発信

○平成29年度に文化庁から日本遺産「きっと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきものの産地－」を構成する文化財として認定されており、その魅力を国内外へ発信し、広めていくことにより、魅力あるまちづくりにつなげていく。

2) 芸術・文化

(現況と問題点)

芸術・文化は、ゆとりとうるおいの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであるが、それらに触れる機会が十分確保されているとは言えない。そのため、市民が身近なところで、いつでも、気軽に音楽や演劇、美術に触れるなど、芸術・文化に親しむことができる機会や場所づくりを進めていく必要がある。

特に、若者が芸術・文化に触れる機会が少ないことから、幼い頃から芸術・文化に慣れ親しめる機会を提供していくことも重要である。

(その対策)

①芸術・文化に触れる機会の提供

○芸術・文化に関心のある人には楽しめる機会をより多く提供し、関心のない人にも芸術・文化に触れるきっかけをつくり関心を持つてもらえるようSNS等を活用し働きかける。

○老朽化が進む備前焼伝統産業会館を改修し、新しく整備した美術館の別館として一体的な運用を図りつつ、他の文化施設とも連携しながら、本市が誇る伝統文化である備前焼の新たな芸術性を発信する。

②子どもの芸術・文化活動の推進

○次代を担う子どもたちには、表現や創造の喜びを感じ、豊かな感性を育む場となるため、子どもたちが芸術・文化を体験する機会を充実させていくとともに、その活動を支援する。

③担い手の育成

○芸術・文化に触れ親しむだけではなく、自らが芸術・文化の担い手となる機会も創出する。

3) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画において施設類型ごとの管理に関する基本的な

方針を規定しており、「地域文化の振興等」に関連する方針は下記のとおりである。

○社会教育系施設

老朽化等により大規模改修や耐震化を行わなければならない施設もあることから、施設の利用状況等も踏まえ、統廃合等を含めた運営のありかたについて検討する。

4) 本市と他市町との連携施策

①連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「地域文化の振興等」に関連する下記連携施策を実施している。

○公共施設の最適化

②定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づく「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」により、「地域文化の振興等」に関連する下記連携施策を実施している。

○生涯学習の推進

5) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化進行施設等	備前焼伝統産業会館改修事業	市	

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1) 再生可能エネルギーの利用の推進

(現況と問題点)

本市には多数の工場が立地しており、産業部門で多くのエネルギーを消費している。家庭部門や業務部門、運輸部門でもエネルギーを消費しているが、これらのエネルギーの多くは依然として化石燃料に由来しており、枯渇性の資源に依存した社会構造となっている。窯業・土石製品製造業のエネルギー消費量が最も多く、次いで鉄鋼・非鉄・金属製品製造業、化学工業(含石油石炭製品)の順となっている。市内の二酸化炭素排出量が最も多い部門は製造業であり、次いで家庭、業務、旅客自動車の二酸化炭素排出量が多い。

本市では、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、地域全体での排出削減や再生可能エネルギー活用の将来像が示されているものの、産業部門におけるエネルギー集約型の構造や、再生可能エネルギーの導入・維持に伴うコストや人材確保等の課題がある。

(その対策)

①地域における再生可能エネルギーの推進

○地域再エネ導入における課題や導入可能性を継続的に整理・評価し、ロードマップの進捗管理や施策の具体化を図る。

②P P A導入事業

○公共施設へのP P Aモデル事業の検討及び導入設備等の整理を行い、再生可能エネルギー導入を検討する。

③脱炭素社会実現に向けて

○「備前市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「備前市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を基盤とし、公共施設への省エネ設備及び再生可能エネルギー導入を推進するとともに、地域における二酸化炭素排出削減対策を一体的に進める。

2) 公共施設等総合管理計画等との整合

備前市公共施設等総合管理計画においては、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を規定しており、「再生可能エネルギーの利用の推進」に関連する方針は規定されていないが、令和4年度に「備前市再生可能エネルギー利用最大化ロード

マップ」を策定している。

3) 本市と他市町との連携施策

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「再生可能エネルギーの利用の推進」に関連する下記連携施策を実施している。

○ E S D による人づくりとネットワーク化の推進

4) 事 業 計 画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施 設	地球温暖化対策事業	市	

事業計画(令和 8 年度～令和 12 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の整 備	(6) 公営住宅	市営住宅撤去事業	市	
	(8) その他	吉永総合支所付属棟解体撤去事業	市	
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) その他	家庭育児応援金	市	